



年頭のご挨拶



皆様、明けましておめでとうございます。

アベノミクスの効果なのか、円安の結果なのか、国内の経済情勢が上向いて来た一方で、日本を取り巻くアジア情勢は、尖閣諸島の領有権、防空識別圏の設定、北朝鮮の政治体制と、危なげな問題を数多く抱えております。日本人一人一人が、日本という国、そして世界の行く末をしっかりと見据え、どうしたらいいかを考え行動して行かなければならない時代になって来たと思えます。

少子化が進む時代、とりわけ中小・中堅企業が優秀な人材を確保することは、ますます難しくなってきました。優秀な人材の採用に最大限の努力を払い、採用した人材をしっかりと育て、組織の中での役割をきちんと認識させ、その持っている能力を如何なく発揮させる、そういう組織づくりが求められます。人が考え、人が行動し、人が価値を生むことによって企業の将来が約束される訳です。

昨年2月、東京事務所を開設しました。今3名のスタッフで運営しております。当社の東京進出の目的は、情報収集の場を広げ、新たな顧客を開拓し、既存のお客様のサービスを向上させることにあります。2年目となる今年は、この目的に向かってさらに頑張ります。

また、昨年8月には、東京事務所内に本社を置く「一般社団法人企業成長戦略支援センター」を設立しました。これまで、信頼を頂いたお客様や関係者の皆様から、当社の専門外のご相談を受けることがあり、そうしたご要望に迅速にお応えする為に、全国のその道の専門家や達人たちを集めて、マッチングを図ろうという目的で設立した機関です。東京だけでなく、全国を7ブロックに分け、地域に根差した活動も行っています。セミナーなども数を重ねて開催する予定です。

“お客様へのさらなるサービスの向上”、この課題に今年も全力を挙げて取り組んでいく所存です。そのために、職員一人一人が、皆様の企業の発展に寄与することを強く意識し、さらなる知識の習得と経験を積み重ね、より一層お役に立てる情報を提供できるよう体制を整えて参ります。

1年間一生懸命に頑張ります。本年もどうぞよろしくお願いたします。

平成 26 年正月

代表社員 佐藤 克則

SATO'S NEWS LETTER

2013年12月・2014年1月
合併号 (No.53)

CONTENTS

- 年頭のご挨拶……………P.1
- 助成金情報……………P.2
- 労務トラブル Q&A……………P.3
- 人事労務ニュース……………P.4
- コラム……………P.5
- SATO'S INFO……………P.6

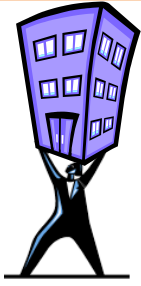
1月の社会保険労務と税務

10日

- 一括有期事業開始届の提出
【労働基準監督署】
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
- 特例による源泉徴収税額の納付（7～12月分）（納期特例届出書提出者は1/20までに納付）【郵便局または銀行】

31日

- 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満10～12月分）【労働基準監督署】
- 健保・厚年保険料の納付
【郵便局または銀行】
- 労働保険料の納付（延納第3期分）
【郵便局または銀行】
- 有期事業概算保険料延納額（12～3月分）の納付【郵便局または銀行】
- 法定調書の提出【税務署】
- 給与支払報告書の提出（1月1日現在のもの）【市区町村】
- 固定資産税の償却資産に関する申告【市区町村】



助成金情報

中小企業両立支援助成金

(休業中能力アップコース)

育児休業または介護休業を取得した労働者が、スムーズに職場復帰できるよう、能力の開発及び向上を図るため、プログラムを実施した事業主等に対して支給される助成金です。

事業主の要件

- ① 中小企業事業主であること
- ② 次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画の策定・届出等を行っていること
- ③ 対象となる労働者が産後休業と通算して3か月以上の育児休業または1か月以上の介護休業を取得していること
- ④ 次のいずれか1つ以上の職場復帰プログラムを実施したこと

プログラムの種類と助成額

職場復帰プログラムの内容及び実施期間に応じて支給されます。

プログラム	支給単位	支給単価	支給限度
①在宅講習	1月当たり	9,000円	12か月
②職場環境適応講習	1日当たり	4,000円	12日(各月1日)
③職場復帰直前講習	1日当たり	5,000円	12日
④職場復帰直後講習	1日当たり	5,000円	12日

- ⑤ 職場復帰プログラム開発作成費（上記①～④）を行った場合
対象休業取得者1人当たり、**13,000円**
- ⑥ 職場復帰プログラム開発作成費（上記に加え、情報提供を行った場合）
対象休業取得者1人当たり、**20,000円**

* 休業取得者1人当たりの上限 **21万円**

* 育児休業又は介護休業別に、最初の支給に係る支給対象労働者が生じてから5年間、1年度当たり20人まで



手順

- ① 休業者に対して職場復帰プログラムを実施することを書面（労働協約、就業規則、実施要領等）に定める。
- ② 対象休業取得者の休業終了日の翌日から起算して1か月を経過した日の翌日から3か月以内に、支給申請書を管轄の労働局へ提出する。

活用例

育児休業中の社員3名に対し

- ① 適応環境適応講習として休業期間中に、職場復帰後に担当する職務についての現在の状況の説明を聞きに会社に来てもらい、3か月間各1日行った。
 - ② 職場復帰直前講習として休業期間終了前に会社に来てもらい、職場復帰後の担当業務や労働条件の説明で1日、職場復帰後に使用する新たな専用端末の使用法修得のための講習を9日、計10日行った。
- 職場環境適応講習 4,000円×1日×3か月×3名=36,000円・①
 職場復帰直前講習 5,000円×10日×3名=150,000円……②
 職場復帰プログラム開発作成費 13,000円×3名=39,000円・③

➡ ①+②+③=**225,000円** が支給されます。

より詳しい内容は、厚生労働省の「両立支援助成金支給申請の手引き（平成25年度）」（パンフレット）をご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ryouritsu01/dl/kosodate_tanjikan_pamphlet.pdf
 ※その他にも要件がございますので詳しくは弊社までお問い合わせください。

労務トラブル Q&A 「タトゥーを入れている職員の取扱いについて」



Q. 入社間もない若手従業員がタトゥーを入れている事が発覚しました。周りの従業員も怖がっており仕事に支障が出ているので、解雇したいのですが可能でしょうか。

A. タトゥーを入れていることだけで解雇は難しいと思われれます。

ご質問のケースでは、次の二つの要件を満たさない限り、解雇権の濫用とみなされ、解雇が認められない可能性があります。

- ①採用時にタトゥー禁止を伝えている
- ②お客様からクレームが来るなど実害がある
- ③就業規則の懲戒事由に禁止事項として記載してある

この様なトラブルを防ぐためには、まず会社として禁止すると共に、入社時にタトゥーを入れているかどうか確認する事が重要です。

①採用時に自己申告をさせる

業務を遂行する上で著しい支障がある場合、就業規則でタトゥーについて禁止しておく必要があります。そして入社時にタトゥーを入れているにも関わらず、入れていないと申告したときは、虚偽の申告をしたことを理由に懲戒の事由になる可能性があります。

②会社としてタトゥーの有無が採用の判断材料になる事を伝える

タトゥーが入っている人は採用しないことを会社として意思表示することが必要です。もし既にタトゥーを入れている従業員がいる場合は、着衣で見えないようにするよう指導をした上で、営業などの外勤者であれば、内勤への配置転換等を検討してもよいでしょう。

また、従業員を採用するにあたって、会社の中で事前に確認しておきたい事項を整理しておく事が大切です。採用面接時に事前アンケートなどで確認し該当する方がいた場合、採用前に一定の業務では採用できない事を理由と共に伝える必要があります。(運転従事者における「てんかん」等)

人事労務ニュース

新卒採用者数が4年連続で増加の見込み (12月19日)

2015年春卒業の大学生・大学院生の採用見通しに関する調査(リクルートホールディングスが実施)で、採用者数が前年より「増える」と回答した企業の割合(13.3%)が「減る」と回答した企業の割合(5.5%)を大きく上回ったことがわかった。「増える」と回答した割合の多かった業種は、「建設」(21.5%)、「飲食サービス」(21.1%)、「情報通信」(19.4%)、「証券」(19.4%)の順だった。

「ブラック」の疑いある企業 約8割で法令違反 (12月17日)

厚生労働省が、いわゆる「ブラック企業」対策として今年9月に実施した集中取締りの結果を発表し、全体の82%に当たる4,189事業所で労働基準関係法令の違反があったことがわかった。「違法な時間外労働」(43.8%)が最も多く、「賃金不払い残業」(23.9%)、「労働条件明示せず」(19.4%)が続いた。

労働者派遣制度見直し案を労政審に提示 厚労省 (12月13日)

厚生労働省は、労働者派遣制度の見直し案を労働政策審議会の部会に示した。最長3年としている派遣社員の受け入れ期間の上限をなくし、無期限で働き続けられるようにする。また、通訳などの「専門26業務」の区分についても廃止する。来年の通常国会に労働者派遣法の改正案を提出し、2015年の施行を目指す。



コラム 「意外に知らない！？イタリア料理のマナー」



みなさま、イタリア料理は好きですか！？私は以前イタリア料理店で働いていました。そこで意外に知らなかったマナーがありましたので、2点ほどご紹介します。

① **パスタを食べるとき、「音を立てない」・「スプーンを使わない」**

いわゆるスパゲティを食べるとき、『ズズズ』と音を立てない。言わずと知れた事ですが、思っている以上に難しい。コツは一度にすくい過ぎない事。4.5本ぐらいだとフォークに巻き付きやすいです！それと、パスタを食べるときスプーンは使わない。パスタが提供された際、スプーンが出てこなくてもサービス不備ではないので、あしからず。

② **口を拭くときはナプキンで**

お手拭きはあくまで手を拭くもので、口を拭く時は膝元のナプキンを使うのがマナーだそうです。

2点挙げましたが、1番のマナーは、「**臨機応変に対応し、会話を弾ませ楽しく食事をする**」事だと当時のシェフに教わりました。

たまの休日には、おいしいイタリアンを食べに行かれてはいかがでしょうか？（岡部）



SATO'S INFORMATION

おすすめセミナー情報

サトー主催 若手・新入社員研修ラインナップ

① **育成コーチング研修**

日程：1月22日(水)または2月19日(水)
時間：10:00～17:00
費用：12,000円（再受講8,000円）(税別)

② **基本徹底！新入社員研修**

日程：マナー研修 3/27日(木)、4/2日(水)、4/7(月)
いずれも 9:30～16:30
合宿 4/2(水)18:00～宿泊～4/3(木)17:00
太光寺 広島市西区田方1丁目551番の1
費用：マナー研修 12,000円、合宿 15,000円
マナー研修＋合宿 24,000円（税別）

☆詳細はこちら

<http://www.sato-co.jp/page/category/16/blogid/1>

企業成長戦略支援センター
新年会のご案内

主催：一般社団法人企業成長戦略支援センター※
共催：中国経済交流共同組合
日時：平成26年1月23日(木) 18:30～20:30
場所：ホテル JAL シティ広島
会費：会員 5,500円 一般 6,000円

基調講演「干支で読み取る経営の舵取り」

※(社)企業成長戦略支援センターは、旧ヒント経営者倶楽部を全国的に発展させた組織です。

太光寺合宿研修ご案内



山に囲まれた環境で、自然が溢れ、とても静かな場所です。広島市内と瀬戸内海を一望することができます。

座禅や写経など、各種の体験コースをご用意しております。ビジネスに直結するテクニックだけではなく、自分自身を見つめ、社会生活に必要な基本的なことを身につけます。

【参加者の声】

- 全てが自分のためになった。深く考えた一泊二日でした。
- ここでの研修は精神・肉体の両面でストレスのかかるものですが、その時々で副住職をはじめ皆様から自分の意識を変えるきっかけのアドバイスをいただき、大変有意義なものになりました。



社会保険労務士法人サトー 広島事務所

730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9:00～18:00

電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所

101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9:00～18:00

電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983